豊橋市委託業務審査会部会要綱

（設　置）

第１条　この要綱は、豊橋市委託業務審査会要綱に定めるもののほか、委託業務（建設工事に係わるものを除く。）の指名競争入札等に参加する者（以下「業者」という。）を適正かつ公平に選定するとともに、その確実な履行と業務の円滑な運営を確保するため、豊橋市委託業務審査会部会（以下「部会」という。）を置く。

（審査事項）

第２条　部会の審査事項は、次のとおりとする。

（１）予定価格が、１件２，０００万円未満の指名競争入札等の委託業務の業者の選定及び指名に関すること。

（２）その他委託業務の適正かつ公正な執行を図るため必要なこと。

（審　査）

第３条　審査は厳正かつ公正に行い、指名競争入札等の業者の選定にあたっては業務施行能力、信用度、業務経歴、許認可の取得状況等を総合的に審査し、適正に決めなければならない。

（審査の省略）

第４条　第２条の規定にかかわらず、会長が別に定めるものについては、部会の審査を省略することができる。

（構　成）

第５条　部会の構成は次のとおりとする。

１　本庁部会

会　長　　財務部長

副会長　　契約検査課長

委　員　　財政課長

２　上下水道部会

会　長　　上下水道局長

副会長　　上下水道局次長

委　員　　経営課長、営業課長、浄水課長、水道管路課長、下水道施設課長、下水道整備課長

３　病院部会

会　長　　市民病院事務局長

副会長　　市民病院管理課長

委　員　　市民病院医療情報課長、市民病院医事課長

（会　議）

第６条　部会は必要に応じ開催し、会長が総理する。ただし、会長に事故あるときは副会長が会長の職務を代理する。

２　緊急やむを得ないものについては、持ち回り審査により部会に代えることができる。

３　部会において必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め意見を聴くことができる。

（資料の提出及び結果の通知）

第７条　庶務担当課長は、部会に提案する事項に係る資料を取りまとめ、部会に提出しなければならない。

２　審査の結果については、庶務担当課長が主管課長に通知する。ただし、庶務担当課長と主

管課長が同じ場合は、これを省略することができる。

（庶　務）

第８条　部会の庶務担当課は、次のとおりとする。

本庁部会	財務部契約検査課
上下水道部会	上下水道局経営課
病院部会	市民病院管理課

２　庶務担当課長は、会議の経過を記録しなければならない。

（秘密の保持）

第９条　部会関係者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（雑　則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　　則

この要綱は、平成２年２月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成８年５月４日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１１年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１７年２月１７日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成２０年２月２０日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。